平成２２年（フ）第１４０号
兵庫県三木市別所町朝日ヶ丘１番地の141県営住宅２―306号
債務者　中本実業こと　中本　　實
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２号
神戸市北区松宮台２丁目16番地の３
債務者　藤井　理香（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４号
神戸市兵庫区松原通４丁目２番18―201号
債務者　嶋津スミ子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目１番１―201号
債務者　和田　佳子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４号
山口県岩国市多田３丁目107番地９
債務者　中藤　旭洋
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第６号
山口県柳井市日積4225番地
債務者　森田　範行
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３２５号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田乙4319番地
債務者　宮﨑　正博
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２８号
佐賀県西松浦郡有田町桑古場乙2199番地
債務者　松尾　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２９号
佐賀県杵島郡白石町大字遠江303番地２
コーポ太原Ａ―104号
債務者　橋間　鮎美（旧姓中川内）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３０号
佐賀県武雄市武雄町大字永島13834番地１
サニーメゾンＳＴ―Ｂ202号
債務者　田中　浩二
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３１号
佐賀県伊万里市大坪町乙243番地
債務者　井上真理子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３２号
佐賀県伊万里市大坪町乙243番地
債務者　野本　浄二
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１５６号
佐賀県唐津市材木町2115番地１
債務者　田口　智規
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１８６３号
さいたま市桜区西堀６丁目３番28―103号、旧住所さいたま市桜区田島１丁目９番３―302号
債務者　金澤ともみ
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８２号
北九州市八幡西区楠橋西２丁目２番１号
債務者　月守　　歩
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１号
北九州市小倉北区熊谷１丁目５―31
債務者　力丸　　剛
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８１号
北九州市八幡西区浅川台３丁目17番５号
債務者　碓井佳代子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９４号
北九州市小倉北区香春口２丁目９番３号　ハイツ香春口301
債務者　宮﨑知恵子（旧姓浦野）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部